

厚年基金規制策で厚労省

運用実態を原則開示

中小資産の共同運用も

厚生労働省は15日、AIJ投資顧問による年金消失問題を受け厚生年金基金の資産運用規制に関する強化策をまとめた。中小の厚年基金の資金を共同運用することや、運用実態を原則開示することを盛り込んだ。16日に

開く有識者会議で示し、議論を踏まえて関連の法律や省令を見直す。分散投資が適切かどうかを把握するため、総資産額や運用会社別の委託額が分かる報告書を原則開示する。厚年基金の運

用方針を決める資産運用委員会には学識経験者や運用経験者など外部人材を登録。複数の目で点検する仕組みに改める。厚年基金の9割が運用経験のない担当者を置いていた経緯を考慮し、研修を充実する。AIJ商

品転売の拡大に寄与し、有識者会議は、将来の厚年基金制度の廃止を提言した民主党のワーキン

たとされる運用コンサルタントが金融商品取引法上の登録をしていなかったこともあり、コンサルタントと契約する際は金融法上の登録を条件とする。

グチームの案も議論する。15日に記者会見した辻泰弘副大臣は「すぐに廃止できないが、方向性は理解できる」と述べた。ただ、廃止は将来的なテーマにとどめ、当面は資産運用規制を強化する方針を示した。

- 厚労省が有識者会議で提示する主な項目
- 中小基金の年金資金を共同運用
 - 分散投資の徹底
 - 資産運用の実態を原則開示
 - 運用担当者への研修を充実
 - 資産運用委員会に外部人材を登録